

平成30年度 保育所・認定こども園等利用のしおり

(4月入所用)

米沢市こども課(市役所2階) ☎0238-22-5111
(内線3610・3616)

平成30年4月から保育所・認定こども園(保育部分)、地域型保育事業(小規模保育事業所)の利用を希望する方の受付期間は

平成29年10月17日(火)～平成29年10月30日(月)です。

(受付期間後の申込みは、随時こども課にお問い合わせください。)

申込みできるのは、保護者、児童とも米沢市に住民票のある方です。

申込み場所：米沢市役所B棟第1会議室*4ページの「入所までの流れ」参照



保育所、認定こども園、小規模保育事業所の利用を新たに希望する方は、子どものための教育・保育給付の支給認定申請を行い、認定を受けることが必要です。子どものための教育・保育給付の支給認定を受けることができるのは、保護者、児童ともに米沢市に住民票のある方になります。

子どものための教育・保育給付の支給認定申請と保育所等利用の同時申請になっています。

※注 認定こども園の幼稚園部分を希望する方は、希望する園に申請書を提出し、園を通じて認定及び利用の手続きを行います。

お知らせ

これから出生予定で4月に入所を希望する方については
出生前仮受付を行います

- 対象：平成30年2月1日までに出生予定のお子さん
- 書類配布期間：9/20(水)～10/13(金)
各保育所またはこども課から書類をお受け取りください。
- 申請受付：10/17(火)～10/30(月)

申込み場所は、米沢市役所B棟第1会議室です

出生前に利用調整を行い、利用の仮内定(決定ではありません)ができるようにするものです。

*出生前仮受付の方用の申請書記入例を参照してください。

【支給認定区分】

認定区分	年齢	利用できる施設(特定教育・保育施設等)	保育時間
1号認定	満3歳以上	認定こども園(幼稚園部分)	教育標準時間(4時間)
2号認定	満3歳以上	保育所・認定こども園(保育部分)	① 保育標準時間 (最大11時間/日)
3号認定	満3歳未満	保育所・認定こども園(保育部分) 小規模保育事業所	② 保育短時間 (最大8時間/日)

保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業所の利用を希望する方は、保育を必要とする認定(2号認定または3号認定)を受けることが必要です。保育を必要とする事由に応じて、保育標準時間認定か、保育短時間認定になります。

【 保育の必要性の認定 】

保育の必要性の認定を受けることができるのは、児童の保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、保育の利用が必要と認められる場合です。

	事 由	内 容
1	就 労	1 か月に 48 時間以上就労している場合 ※自営業、農業、夜間勤務、内職を含む
2	妊 娠・出 産	妊娠中または出産後間もなく、兄姉の保育ができない場合
3	疾 病・障 がい	病気や心身に障がいがある場合
4	介 護・看 護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合
5	災 害 復 旧	火災、風水害、震災などの復旧にあっている場合
6	求 職 活 動	求職活動（起業準備を含む）を行っている場合
7	就 学	学校または職業訓練校に就学している場合
8	育 児 休 業	既に施設を利用している児童の保護者が育児休業を取得する場合 *育児休業事由での新規入所はできません
9	そ の 他	上記の1～8に類するものと認められる場合

*就労の事由で認定を受けた方で父または母の仕事が休みの日は、家庭での保育をお願いします。

*事由により、認定期間が限定され、利用も認定期間内となります。

{
 例 求職活動→原則3か月
 妊娠出産→原則出産日から8週間後の日の翌日の月の末日まで

*育児休業取得中の場合、平成30年5月15日までに復職することが必要となります。

*就労予定の場合は、平成30年5月15日までに就労開始することが必要となります。

*保育の必要性の認定を受けた方は、保育所等の利用が可能となりますが、保育所等の受け入れ人数に余裕がない場合は、利用ができませんのであらかじめご了承ください。

【 保育の必要量（保育時間） 】

保育標準時間認定と保育短時間認定の区分は、保育を必要とする事由により原則次のようになります。

区 分	保育を必要とする事由	保育の利用時間
保育標準時間認定	就労(月120時間以上) 妊娠・出産 疾病・障がい 介護・看護 災害復旧 就 学	1日 最長11時間
保育短時間認定	就労(月48時間以上120時間未満) 求職活動 育児休業中の継続利用	1日 最長8時間

【申請に必要な書類等】

【全員】

- ① 子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請書兼保育所等利用申請書（児童1人につき1部）
- ② 保育の利用を必要とする理由のわかる書類（父、母それぞれの就労証明書、診断書等）
きょうだいで申請する場合、1人に原本、他の児童にコピーを添付してください。
（コピーは保護者が準備してください。）
- ③ 母子手帳 発育状況等を確認します。
- ④ 印鑑（スタンプ印は不可）

※市の所定の用紙があります

保育を必要とする事由	提出書類	備考
(1)就 労 等	【会社等にお勤めの方】 ※就労証明書	就労証明書に勤務先で記入してもらい提出してください。1年毎に契約更新されるような方は、「1年毎更新予定」等を勤務先から記入してもらい、平成30年4月の就労状況が確認できるようにしてください。
	【自営業・農業・内職の方】 ※就労証明書及び事業をしていることが確認できる書類	就労証明書に就労時間等を記入し提出してください。 添付書類 ①の写し又は②の写し ① 所得税の確定申告書、又は、市区町村民税の申告書 ② 事業をしていることがわかる直近の日付の入った取引伝票等、又は、事業を開始したことがわかるもの
(2)妊娠・出産	母子健康手帳の写し	母子手帳の出産予定日が記入されているページの写しを提出ください。
(3)疾病・障がい	※診断書	市の所定の診断書に通院している医療機関で記入してもらい提出してください。
(4)介護・看護	診断書	医療機関任意の診断書（常時介護又は看護が必要と明記されたもの）を提出してください。
(5)災害復旧	り災証明書	
(6)求 職 活 動	※求職活動等申告書及び※求職活動支援機関等利用証明書	求職活動等申告書に記入し、求職活動支援機関等利用証明書に利用している機関（ハローワーク等）で記入してもらい提出してください。
(7)就 学	在学証明書	職業訓練校に在学の方は、期間など内容のわかる書類（コピー可）を添付してください。

【該当者のみ】 保育料算定のために必要な書類

提出書類	該当する方	備考
市区町村民税所得額・課税額証明書 （所得額、控除額、課税額がわかるもの）	転入の方（平成29年1月1日に米沢市に住所がなかった方）	父・母それぞれの証明書が必要。収入がなかった場合も証明書が必要です
身体障害者手帳（氏名と交付日がわかる部分の写し）療育手帳（氏名と交付日部分及び判定の記録部分の写し）精神障害者保健福祉手帳（氏名と交付日がわかる部分の写し）特別児童扶養手当（特別児童扶養手当証書もしくは認定通知書の写し）障害基礎年金（年金の種類が障害となっている、国民年金・厚生年金保険年金証書の写し）	同一世帯に、左記の身体障害者手帳等を所持する家族がいる方（在宅に限る。施設入所の場合は除きます。）	保育料の軽減の対象になるか確認するために必要です
入所希望児の健康保険証の写し	ひとり親世帯	算定対象者を判定するため提出が必要です。
※私立幼稚園の在園（予定）証明書	同一世帯に幼稚園在園の兄弟がいる方 （平成30年4月時点で満3歳児以上まいづる幼稚園・米沢中央幼稚園の兄弟）	『多子世帯』に該当し、保育料の軽減の対象になるか確認するために必要です。 該当の場合、同時在園と同じように第2子半額、第3子無料となります。
特別支援学校幼稚部の在園（予定）証明書（情緒障害児短期治療施設・児童発達支援若しくは医療型児童発達支援事業の利用が分かるもの）	同一世帯に、左記施設等を利用しているお子さん（申請児童の兄弟）がいる方	
※米沢市独自軽減該当申出書 （保育料第3子無償化）	利用申請児童が、同一世帯の小学校6年生から数えて第3子以降に該当する方	

- ・上記の他にも申請の内容に応じて、書類の提出をお願いする場合があります。
- ・未申告の方は保育料算定ができませんので、必ず申告をしてください。

【入所までの流れ】

平成
29年

9月～
10月



保護者⇒市

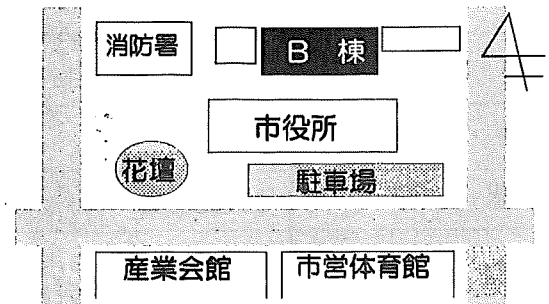
- ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請
- ・保育所利用申請（同時申請）

書類配布期間 9月20日（水）～10月13日（金）

- 市内の保育所・認定こども園・小規模保育事業所を希望する人
⇒第1希望の施設で申込書類をお受け取り下さい。
- 市外の保育所・認定こども園・小規模保育事業所を希望する人
⇒こども課で申込書類をお受け取り下さい。

申請受付期間 10月17日（火）～10月30日（月）

- 第1希望施設の申請受付日（別紙参照）に、**米沢市役所B棟第1会議室**へお越しください。その場で保護者の方と面談します。
利用決定は申込み順ではありません。



11月下旬～
12月下旬

市⇒保護者

支給認定決定通知書・支給認定証・入所承諾書等送付
※10/30まで受付した方（第1次利用調整）
12月下旬に結果をお知らせします。

*認定こども園・小規模保育事業所希望の方には、12月下旬に支給認定決定通知書・支給認定証・入所内定通知書を送付します。その後、通知書と認定証を施設に持参し、施設と利用の契約を行ってください。

第2次利用調整

12/27（水）まで受付 ⇒ 1月下旬頃に結果をお知らせ

第3次利用調整

2/16（金）まで受付 ⇒ 3月上旬頃に結果をお知らせ

平成
30年

4月～

市⇒保護者

保育料決定通知書送付

◆利用料金／

原則として父母の**市民税額**により決定します。年齢と認定区分により料金は異なります。

- 保育の利用